

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年7月21日
【会社名】	東海カーボン株式会社
【英訳名】	TOKAI CARBON CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大嶽 史記夫
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	03 - 3746 - 5100 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部総務部長 赤司 忠生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	03 - 3746 - 5100 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部総務部長 赤司 忠生
【縦覧に供する場所】	東海カーボン株式会社大阪支店 (大阪市北区曽根崎二丁目16番19号(りそな梅田ビル)) 東海カーボン株式会社名古屋支店 (名古屋市中村区那古野町一丁目47番1号(名古屋国際センタービル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

	頁
1 提出理由	1
2 報告内容	1

1【提出理由】

平成16年7月21日開催の当社取締役会において、スイス連邦を中心とする海外市場（ただし、米国を除く。）において募集を行う2008年8月8日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

イ 本新株予約権付社債の銘柄

東海カーボン株式会社2008年8月8日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

ロ 本新株予約権付社債に関する事項

(i) 発行価額

本社債の額面金額の100%

ただし、本新株予約権の発行価額は無償とする。

(ii) 発行価格（募集価格）

本社債の額面金額の102.5%

(iii) 発行価額の総額

10,000,000,000円

(iv) 券面額の総額

10,000,000,000円（各本社債額面金額1,000,000円）

(v) 利率

本社債には利息は付さない。

(vi) 償還期限

2008年8月8日（スイス時間）

(vii) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 種類

当社普通株式

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。）する数は、当該本新株予約権付社債の所持人による本新株予約権の行使請求に係る本社債の発行価額の合計額を、下記(ix)記載の転換価額で除して得られる数とする。ただし、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切捨て、これにつき現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(viii) 本新株予約権の総数

10,000個

(ix) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、当社の取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に係る条件決定の日（平成16年7月21日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%から130%の範囲で、投資家の需要状況及びその他の市場動向等を勘案して決定する。

(3) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（ただし、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）を意味する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも、適宜調整される。

(x) 本新株予約権の行使期間

2004年8月24日から2008年7月25日の銀行営業終了時まで（いずれもロンドン時間）とする。ただし、期中繰上償還の場合には、当該償還日に先立つ5銀行営業日前の銀行営業終了時（ロンドン時間）まで、期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、2008年7月25日（ロンドン時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。（「銀行営業日」とは、ロンドン及び東京において銀行が営業している日をいう。）

(xi) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(xii) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

資本組入額とは、当該株式の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。

(xiii) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

(xiv) 本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

八 発行方法

Mitsubishi Securities International plc, London, Zurich Branchの総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（ただし、米国を除く。）における募集

二 引受人の名称

Mitsubishi Securities International plc, London, Zurich Branch

ホ 募集を行う地域

スイス連邦を中心とする海外市場（ただし、米国を除く。）

へ 新規発行による手取金の額及び使途

(i) 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の額

発行総額	10,000,000,000円
発行諸費用の概算額	50,000,000円
差引手取金概算額	9,950,000,000円

(ii) 本新株予約権付社債の手取金の使途

手取金概算額については、借入金返済、設備資金及び投融資等の資金に充当する予定である。

ト 新規発行年月日

2004年8月10日（スイス時間）

チ 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし。

リ その他の事項

(i) 本社債の担保又は保証

該当事項なし。

(ii) 平成16年7月21日現在の発行済株式総数及び資本の額

発行済株式総数	204,089,391株
資本の額	15,436,070,893円

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以 上